

群馬県立学校校務系ネットワーク（GSN）の通信環境強化契約書(案)

1 事業の名称

群馬県立学校校務系ネットワーク（GSN）の通信環境強化

2 契約期間

令和7年〇月〇日から令和10年8月31日まで

3 通信回線サービス提供期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

4 契約金額

金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)

本契約について、群馬県教育委員会教育長 平田 郁美（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次の条項により通信回線利用契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、乙の提供する通信回線を利用するため、乙と通信回線利用契約を締結する。

乙は、別添の群馬県立学校校務系ネットワーク（GSN）の通信環境強化仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、業務を行わなければならない。

2 本契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における支払額は、次のとおりとする。

令和7年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和8年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和9年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和10年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

3 乙は、第1項記載の業務を契約期間内に提供し、甲は、そのサービスの提供に関する費用（以下「利用料等」という。）を支払うものとする。

4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（第2項において「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（関連業者との調整）

第3条 甲は、乙の施工する通信回線整備及び甲の発注に係る第三者に委託する業務が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う業務が円滑に遂行できるよう協力しなければならない。

（通信回線整備）

第4条 乙は、通信回線サービス提供開始日に遅滞なく通信回線を提供できるよう、整備を行うものとする。

（通信回線の事前接続）

第5条 乙は、前条の通信回線整備に伴う試験等により通信回線を接続する場合は、甲の承認を得なければならない。

（通信回線利用料）

第6条 通信回線利用料には、次の費用を含むものとする。

- （1）インターネット接続サービス料
- （2）インターネット接続サービス利用に係る機器費用
- （3）インターネット接続サービスの保守にかかる費用
- （4）インターネット接続サービス利用停止に係る費用
- （5）グローバルIPアドレス64個以上の取得手数料
- （6）その他必要なサービス利用費用

（利用料等の支払）

第7条 利用料等の支払は、通信回線サービス提供期間に発生する費用の総額について、分割請求によるものとし、下記のとおりとする。

請求年度	請求内容	請求月	金額（消費税込）
令和7年度	導入工事費、令和7年9月分 （1か月分）	令和7年10月	〇〇〇〇〇〇〇円
令和7年度	令和7年10月分～令和8年3月分 （6か月分）	令和8年4月	〇〇〇〇〇〇〇円
令和8年度	令和8年4月分～令和8年9月分 （6か月分）	令和8年10月	〇〇〇〇〇〇〇円

令和8年度	令和8年10月分～令和9年3月分 (6か月分)	令和9年4月	〇〇〇〇〇〇〇円
令和9年度	令和9年4月分～令和9年9月分 (6か月分)	令和9年10月	〇〇〇〇〇〇〇円
令和9年度	令和9年10月分～令和10年3月分 (6か月分)	令和10年4月	〇〇〇〇〇〇〇円
令和10年度	令和10年4月分～令和10年8月分 (5か月分)	令和10年9月	〇〇〇〇〇〇〇円

- 2 乙は、請求月の末日までに、第1項に定める金額を利用料等として甲に請求するものとする。
- 4 甲は、乙から第2項の規定により適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に利用料等を支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 乙が甲に納付すべき契約保証金は、免除する。

(乙の履行義務等)

第9条 乙は、令和7年8月31日までに、通信回線の整備ができなかった場合は甲乙協議の上、契約金額を減額する。減額する金額は、令和7年9月1日から実際に通信回線の利用が開始された日までの期間の日数に応じ日割計算した金額とする。ただし、乙の責めによらない場合はこの限りではない。

(一括委任の禁止)

第10条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任してはならない。

- 2 乙は、業務の一部を乙以外の第三者に委任することができる。この場合において、乙は当該業務に係る業務遂行能力を持つ者を責任持って選定することとし、事前に甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項に基づき甲の承認を求める場合は、再委任の内容、再委任先、その他再委任先に対する管理方法等を提出しなければならない。
- 4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(作業者)

第11条 乙は、通信回線の整備を行う作業者及び作業範囲を定め、甲に通知しなければならない。作業者を変更したときも、同様とする。

(作業の進捗状況の報告)

第12条 乙は、甲から指示がある場合には、受託した業務の進捗状況及び実績時間等について、甲が求める内容を、甲が求める時期までに報告しなければならない。

- 2 乙は、甲から指示がある場合には、打合せ会議を開催しなければならない。

(通信回線利用業務の中止)

第13条 乙は、天災その他乙の責めに帰することができない理由により、契約期間内に本業務の履行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、甲乙協議の上、契約の解除又は一部の返還を請求することができる。

3 前項の規定により契約の解除があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(業務の変更等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、通信回線の新設、廃止、移設、増減速、一時休止をさせることができる。この場合において、当該変更等の内容が本契約に定める契約期間、契約金額、その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。

2 前項に定める変更以外については、甲、乙協議して定めるものとする。

(業務の変更協議が整わなかった場合の措置)

第15条 前条に定める協議において、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更に代える仕様書の変更)

第16条 甲は、前条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全額又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(解除等)

第17条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の本件業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以

下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

(4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等(以下「下請契約等」という。)の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき(前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。)は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会(以下「苦情検討委員会」という。)から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。

6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第19条 乙が、第17条第2項並びに第18条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第20条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(乙による通信回線提供の停止)

第21条 乙は、次の各号の事由が生じたときは、通信回線の提供を停止することができる。この場合、乙は甲に対して、事前に通信回線の提供を停止する理由、提供を停止する日及びその期間を通知するものとする。

(1) 甲が利用料等の支払を遅延したとき。

(2) 甲が本契約の各条項に著しく信義に反して違背したとき。

(3) 前号に定めるもののほか、甲の責めに帰すべき事由により乙の業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。

2 甲は、第1項の規定による通信回線利用の停止を理由として、乙に対して利用料等の支払を拒み、又は損害賠償の請求をすることはできない。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(解除に伴う措置)

第23条 第17条及び前条の規定により契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は、当該履行完了部分に対する利用料等を支払わなければならない。

(危険負担)

第24条 乙は、本業務を実施するに当たり、甲又は第三者に対して損害を与えたときは、その責めを負うものとする。

(契約不適合責任)

第25条 甲は、納入された物品・サービスに種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法に

より乙に対して、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下、「追完請求」という。）することができる。

- 2 甲は、前項の物品・サービスが契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完請求を行うことなく甲の選択により、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。
- 3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（通信設備等の引取り）

第26条 乙は、この契約が終了したときは、甲の指示により通信設備等を引き取るものとする。

- 2 甲は、通信設備等の引取りが完了するまで、善良な管理者の注意をもって通信設備等を管理しなければならない。
- 3 通信設備等の引取り時の解体、荷造り及び運送に要する費用は乙が負う。
- 4 乙は、通信設備等の引取り後、当該設備等の据付け場所を原状に復するものとし、その費用は乙が負う。ただし、甲が原状回復をする必要がないと認めたときはこの限りではない。

（資料の提供、管理及び返還）

第27条 甲は、乙に対し業務に必要な資料及び機器等は無償で貸与、開示等を行い提供するものとする。

- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、業務に不要となった資料及び機器等があるときは、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、甲から提供された業務に必要な資料及び機器等を施錠できる保管庫又は施錠、入退出管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。また、業務に必要な資料及び機器等は、業務以外の用途に使用してはならない。
- 5 乙は、甲から提供された業務に必要な資料を、甲の承諾を得ることなく複製又は本件業務の作業場所から持ち出してはならない。
- 6 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（機密保持）

第28条 乙は、業務の履行上知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用してはならない。また、相手方の事前の同意がある場合又は法令による開示を求められた場合を除き、第三者に開示漏えいしてはならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りではない。

- (1) 既に公知の情報又は乙が知り得た後乙の責めによらないで公知となった情報
- (2) 権限を有する者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 機密情報を利用することなく乙が独自に作成した情報

2 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(個人情報保護)

第29条 乙は、業務の履行上知り得た個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第30条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第31条 乙は、次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）
- (2) 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）
- (3) 行政機関の保有する電子計算機処理にかかる個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）
- (4) 群馬県個人情報保護条例（平成十二年群馬県条例第八十五号）

(信義則)

第32条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約外の事項)

第33条 仕様書及び本契約に定めのない事項並びにこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

氏名 群馬県教育委員会教育長 平田 郁美 印

乙 住所

氏名 印

